あなたの希望する生活は…？

どんな生活が作れるか、じっくり相談してください。
簡単に解決できなくても、あなたが理想とする生活や
困りごとの解決へのヒントがつかめるかも。

※障がいの状態や程度によって利用できるサービスが変わります。

計画相談支援のご案内

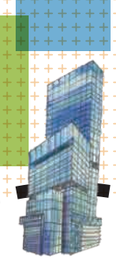

「地域で暮らす」を支えます。

「希望する生活」を目指します。

福祉サービスを活用する為に

障がいのある方が部屋の掃除や調理、買い物支援などでヘルパーに来てほしい、通所事業所（就労継続支援B型や生活介護等）を利用したい、ショートステイやグループホームを利用したいなどなど。

障がい福祉サービスの利用に際しては、サービス等利用計画案の提出が必要です。この計画案を一緒に作成するサービスが計画相談支援です。相談支援事業所があなたと契約を結んで作成をお手伝いします。福祉制度や社会資源を活用してあなたの希望に沿った生活を組み立て、計画を作成します。作成した後も定期的に訪問して、サービスを使っていただいている状況を確認し、ご希望に応じてサービスの変更や更新のお手伝いをします。

計画相談支援の利用は無料です。

※障がい児通所支援を利用する場合は、障害児相談支援をご利用していただけます。相談の流れはほぼ同じです。
※利用計画案は、ご自身でも作成できます。（セルフプラン）

大阪市障がい者相談支援研修センター